

1. 件名：3号機原子炉注水系ポンプ停止に伴う運転上の制限の逸脱事象について
2. 日時：平成28年12月5日（月）13時00分～13時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

今井室長、片岸安全審査官、加藤安全審査官、三澤安全審査官、尾下安全審査官
放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 事故対処室

嶋崎室長補佐

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
安全総括グループ 課長 他2名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、本日通報があった原災法第25条FAXに基づき、以下の説明があった。
 - 平成28年12月5日10時2分頃、福島第一原子力発電所3号機復水貯蔵タンク（CST）炉注水ポンプBが停止したことから、特定原子力施設の保安第1編第18条に定める運転上の制限（以下「LCO」という。）「常用原子炉注水系において、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること」を満足できないと判断し、10時30分LCO逸脱の宣言をした。
 - 10時59分、ポンプAが起動し、3号機への注水が再開され、11時00分にLCO逸脱の解除が宣言された。モニタリングポスト及びダストモニタの指示値に有意な変動はない。
 - 停止原因は、定例点検の作業員が誤って操作レバーに触れたためと推測しており、原子炉等規制法に基づく報告基準には該当しないと考えている。
- 原子力規制庁から以下を求めた。
 - 当該事象の原因と経緯の詳細が分かり次第再度説明すること。

6. その他

配付資料：なし